

運営規程

(2024.4.1 現在)



ONE FOR ALL 横浜

戸塚共立ゆかりの里

第1条（事業の目的）

この規程は、医療法人横浜未来ヘルスケアシステムが運営する戸塚共立ゆかりの里（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、指定特定施設入居者生活介護等の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所は、利用者の要介護状態又の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を計画的に行う。

- 2 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときには、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定特定施設入居者生活介護等の提供にあたっては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 5 事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

この事業所の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

- (1) 名 称 戸塚共立ゆかりの里
- (2) 所在地 神奈川県横浜市戸塚区 157-3

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。（令和〇年〇月〇日現在）

(1) 管理者 1人（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1人（常勤兼務） 1人（非常勤）

生活相談員は、指定特定施設入居者生活介護等の利用の申込みに係る調整、利用者又はその家族からの相談等に適切に対応し、社会生活に必要な支援を行う。

(3) 看護職員 2人(常勤) 2人(非常勤兼務)

看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努めるものとする。

(4) 介護職員 13人(常勤) 13人(非常勤)

介護職員は、指定特定施設入居者生活介護等の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 1人(非常勤兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 1人(常勤兼務)

計画作成担当者は、特定施設サービス計画等の作成等を行う。

第5条 (入居定員及び居室数)

この事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

(1) 入居定員 52人

(2) 居室数 52室

第6条 (指定特定施設入居者生活介護等の内容)

指定特定施設入居者生活介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 特定施設サービス計画等の作成等

計画作成担当者は、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じ、解決すべき課題を把握し、利用者及び家族の希望を考慮したうえで、他の従業者とともにサービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画等の作成等を行う。特定施設サービス計画等は、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付する。

(2) 介護 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(3) 入浴

週2回以上、利用者の状態に応じて一部又は全部の介助を行う。入浴困難な状態のときは、清拭を行う。

(4) 排せつ。

利用者の状態に応じ、排泄の自立のため一部又は全部の介助を行う。

(5) 食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話 利用者の状態に応じて一部又は全部の介助を行う。

(6) 機能訓練 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(7) 健康管理 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための必要な措置を講じる。

- (8) 相談及び援助 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
- (9) 利用者の家族等との連携 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者と家族との交流の機会を確保するよう努める。

第7条 (利用料その他の費用の額)

指定特定施設入居者生活介護等の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は別紙料金表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる費用については、別に支払いを受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - (2) おむつ代(施設購入)
 - (3) 個別的な外出介助
 - (4) 個別的な買い物等の代行
 - (5) 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助
 - (7) その他の希望により、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第8条 (施設の利用に当たっての留意事項)

施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、事業所の従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- (2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
- (3) 利用者は、健康に留意するものとする。
- (4) 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- (2) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行うこと。

- (3) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (4) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 指定した場所以外の場所で火気を用いること。
- (6) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

*その他詳細は別途管理規定の通り

第9条 (緊急時等における対応方法)

指定特定施設入居者生活介護等の提供を行っている際の利用者の病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講ずる。

第10条 (非常災害対策)

事業所は非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害(火災・風水害・地震等)に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。非常災害時には避難等の指揮を執る。*1年に2回の訓練を基本とする。

1 事業継続計画(BCP)について

- (1) 非常災害や感染症の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施。
- (3) 定期的(年に1回程度)に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をする。

2 大規模災害時のサービスの継続可否について

大規模な自然災害(台風、大雨、洪水等)や、交通災害(道路の破損、工事等)、感染症が発生した場合、職員が不足し通常運営ができなくなる可能性があった場合など、有事の際の対応は当該事業継続計画(BCP)に従って必要な措置を講じる。

第11条 (感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等取り組む。

- (1) 感染症の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(3) 定期的(年に1回程度)に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をする。

第12条 (身体的拘束等の適正化に向けた取組み)

事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。

3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合はこの限りでない。

4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第13条 (虐待の防止)

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第14条 (ハラスメント対策)

介護サービス事業者のハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権の擁護、虐待の防止」、「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策」に取り組む。事業者としてハラスメント防止を従業員に啓発していくため、指針の整備、研修の実施等に取り組んでいく。従業員から利用者、家族等に対するハラスメント、利用者、家族等から従業員に対するカスタマーハラスメントと判断する事案があった際は、事業所で委員会の実施、必要に応じて行政機関などへの報告を行いながら対応する。

第15条 (苦情処理)

事業所は提供した指定特定施設入居者生活介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当の従業員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族等に説明するものとする。

2 事業所は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護等に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

第16条 (事故発生時の対応)

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第17条 (秘密保持について)

従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らすことはない。また、従業員が退職した後、在職中に知り得た利用者及びその家族の個人情報漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

第19条（その他運営に関する重要事項）

従業員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後1月以内

（2）継続研修 年12回（法定研修含む）

2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。

4 看護職員又は介護職員を他の従業員と明確に区分するための措置として、「（事業所の見やすい場所に勤務形態一覧表を掲示する。）・「従業員の制服を変える。」など）

5 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画等、提供したサービス内容の記録、身体的拘束等に関する記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故に関する記録その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存する。

6 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人横浜未来ヘルスケアシステムと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。